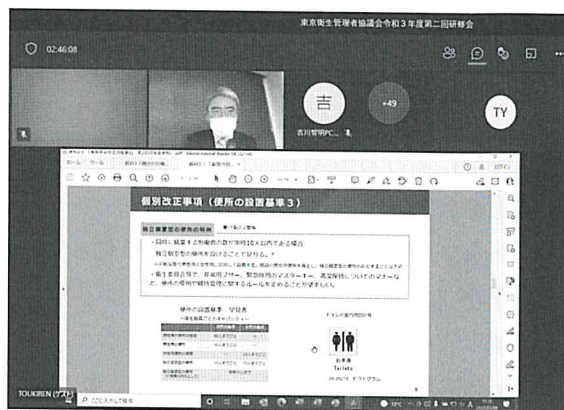
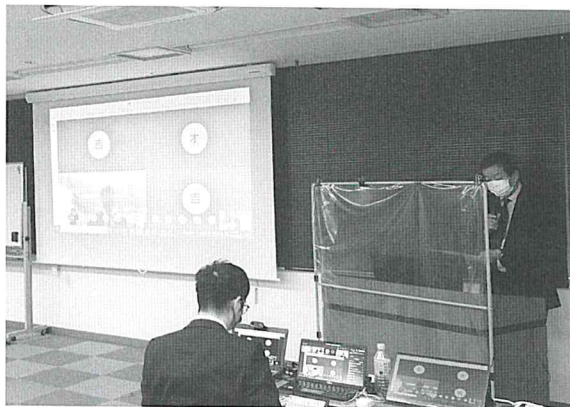


東京衛生管理者協議会 令和3年度第2回研修会開催



東京衛生管理者協議会(会長 吉川智明：イーグル工業株式会社健康推進部)の令和3年度第2回研修会が、令和4年3月8日(火)に会員73名の参加により開催されました。

今回の研修会は、東京都が新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのまん延防止等重点措置下にあることから、会場となる(公社)東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部4階ホールには発表者と事務局関係者およびリアル参加を希望した参加者が集まり、大多数の参加者はWeb会議システムを利用してオンラインにて参加する形式で行われました。

研修会のテーマは、「脳・心臓疾患における労災認定基準の改正について」、「最近の労働衛生行政の動向について」、「事務所衛生基準規則の改正について」、「マスクフィットテストについて」、「化学物質管理の自律的管理へ」の5部構成で開催されました。また、前回同様、コロナ禍の前に実施していた各企業の衛生管理者の方々によるグループ討議は中止としました。

第1部 「脳・心臓疾患における労災認定基準の改正について」

第1部は、東京衛生管理者協議会会長の吉川智明様の挨拶の後、東京労働局労働基準部労災補償課労災医療監察官 小比田達信様から「脳・心臓疾患における労災認定基準の改正について」と題して、以下の5つの項目に関する説明が行われました。

- (1) 脳・心臓疾患の労災補償状況
- (2) 脳・心臓疾患の労災認定基準改正の経過
- (3) 労災認定基準における脳・心臓疾患の基本的な考え方
- (4) 脳・心臓疾患の労災認定要件
- (5) 脳・心臓疾患の労災認定基準の改正概要

このうち、労災認定基準の改正に関しては、4つのポイント(ポイント1：労働時間と労働時間以外の負荷要因の総合評価の明確化【長時間の過重業務】、ポイント2：労働時間以外の負荷要因の見直し【長期間の過重業務・短期間の過重業務】、ポイント3：業務と発症との関連性が強いと判断できる場合の明確化【異常な出来事】、ポイント4：対象疾病に「重篤な心不全」を追加)について解説が行われました。

また、「厚生労働省では、各種関係団体等に対して、脳・心臓疾患における労災認定基準の改正の周知および改正認定基準に基づき労災認定を行っています。ご相談事項があればお近くの労働基準監督署までお

問い合わせいただきたい」とのコメントがありました。

全体を通じて具体的な事例を交えた説明をいただき、参加した衛生管理者にとって改正のポイントの理解が深まる大変有意義な情報収集の場となりました。

第2部 「最近の労働衛生行政の動向について」

第2部は、東京労働局労働基準部健康課課長 関憲生様から「最近の労働衛生行政の動向について」と題して、以下の7つの項目に関する説明が行われました。

- (1) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取り組みについて
- (2) 病気の治療と仕事の両立支援に係る自主点検結果について
- (3) 事業場における労働者の健康保持増進対策の推進について
- (4) 騒音障害防止のためのガイドラインの見直しについて
- (5) 有害な業務における歯科医師による健康診断について
- (6) 化学物質規制の見直しについて(既存の特殊健康診断等)
- (7) 石綿障害予防規則等の改正について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取り組みについては、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を設置(都道府県労働局47局に設置され、東京労働局では、労働基準部健康課に相談コーナーを設置)されたことの紹介がありました。令和3年4月から令和4年2月現在で約2万5千件の相談対応実績があり、Q&A、リーフレットやチェックリストなどの情報提供も行っていただくことをご紹介いただきました。

病気の治療と仕事の両立支援に係る自主点検結果については、令和3年12月6日から令和4年1月31日の期間に行われた自主点検の結果の解説が行われました。回答企業数は185社(対象企業数:549社、回答率:33.7%)であり、両立支援の取り組みや相談窓口の設定有無については、8割を超える企業で対応できている、一方で、経営トップの方針表明や研修体制ができていない企業は4割弱との結果であったことから、今後の重点課題と捉えていることをお示しいただきました。

その他「事業場における労働者の健康保持増進対策の推進について」、「騒音障害防止のためのガイドラインの見直しについて」、「有害な業務における歯科医師による健康診断について」、「化学物質規制の見直しについて(既存の特殊健康診断等)」では、改正内容や検討の進捗状況について説明がありました。また「石綿障害予防規則等の改正について」は、石綿障害予防規則第4条の2に基づく報告が求められるが、原則“石綿事前調査結果報告システム”を活用し報告することの協力要請がありました。

最後に、東京労働局、公益社団法人東京労働基準協会連合会、独立行政法人労働者健康安全機構東京産業保健総合支援センター共催の産業保健フォーラムについて、2022年は10月12日に会場開催にて準備を進めているとの情報提供がありました(新型コロナウイルスの感染状況により変更の可能性あり)。

第3部 「事務所衛生基準規則の改正について」

第3部は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課主任中央労働衛生専門官 構健一様から「事務所衛生基準規則の改正について」と題して、事務所衛生基準規則の制定から改正の経過、適用範囲および主な改正事項のポイント(便所の設置基準等の見直し(令和3年12月から)、建築物衛生法施行令改正に伴う温度基準の見直し(令和4年4月から)、事務室の作業面における照度の基準等の見直し(令和4年12月から))についての解説がありました。

事務所衛生基準規則は制定から約50年が経過していることから、今回の改正に至ったとの背景説明があり、法令で規制されているから守る、というだけではなく各事業場で働きやすい職場環境をつくるにはどうしたらよいか、という視点で考えていただきたい、とのコメントがありました。

第4部 「マスクフィットテストについて(マンガン/溶接ヒューム)」

第4部は、株式会社重松製作所マーケティング本部企画部 渡邊雅之様より「マスクフィットテストについて(マンガン/溶接ヒューム)」と題して、呼吸用保護具フィットテストについて解説がありました。講演の前半では、溶接ヒューム関連特化則改正の法令面の解説やフィットテストの対象となる呼吸用保護具および実施方法についての解説があり、後半はフィットテストで使用する機器(定量的方法)を用いて、実際のフィットテストの手順に沿い実演をしていただきました。

フィットテストは2023(令和5)年4月1日から1年以内に1回の実施が求められることになり、正しいフィットテストの実施方法を実演いただいたことは、参加した衛生管理者にとって理解が深まる大変有意義な場となりました。

第5部 「化学物質管理の自律的管理へ」

第5部は、三菱ケミカル株式会社総務人事本部健康支援部 伊藤伸也様より、「化学物質管理の自律的管理へ」と題して、2021(令和3)年7月19日に厚生労働省が発表した「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書」についての情報提供がありました。

既に本報告書に関連したパブリックコメントや政省令改正が始まっていること、今後Q&Aやガイドライン等が出始める動きがある、など直近の動向についても解説がありました。

今回の研修会は、衛生管理者に大きく関わる行政動向や法令等の改正に係る演題が多かったことから、約3時間と長時間におよびましたが、大変内容の濃い研修会となりました。新型コロナウイルスの終息時期がみえない状況下ではありますが、次回の東京衛生管理者協議会研修会は、令和4年9月2日(金)に予定しておりますので、是非ご参加いただければと思います。



第4回 桃樹のちょこっと用語

「事務所則」

「事務所衛生基準規則」の略称

労働安全衛生法が制定される前、昭和46年に労働基準法の旧労働安全衛生規則から分かれて旧事務所衛生基準規則が制定。昭和47年に新たに制定された労働安全衛生法に基づく省令として「事務所衛生基準規則」が制定され、事務所(建築物等で事務作業に従事する労働者が主として使用するもの)に対し適用される。

事務室の環境管理(気積、温度、空調設備等)、休養(休憩設備、休養室等)、清潔(給水、便所、洗面設備等)等の基準を定める。

令和3年12月1日に省令の改正が公布され、便所の設置基準、照度の基準等職場における一般的な労働衛生基準が見直された。

更に令和4年3月1日に省令の改正により、空調調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室の気温が「17度以上28度以下」になるように努めなければならないこととされているところ、室の気温の基準が「18度以上28度以下」に改められている。(R4.4.1 施行)